## 日税メールステーション

# 今月の経理情報

## 今回のテーマ: 分離された23年度税制改正案の成立

当初の平成 23 年度税制改正案のうち、一部を切り離した「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律案」(以下、改正法律案)が、6 月 30 日に公布されました。

改正法律案の概要は、つぎのとおりです。

#### 1. 法人税法

- (1) グループ法人税制の適正化
  - 解散が見込まれる完全支配会社の株式の評価損は計上しないことが明記されました。(公布日から適用)
  - 複数の完全支配関係がある大法人に発行済み株式等の全部を保有されている法人は、中小企業者等の軽減税率を適用しないとともに、特定同族会社の特別税率の適用対象とされました。(2011年4月1日以後開始事業年度から適用)
- (2) 仮決算による中間申告ができないケース(公布日から適用)
  - 前事業年度の確定法人税額を前事業年度の月数で除し、これに6を乗じて計算した金額が、10万円以下である場合又はその金額がない場合
  - 仮決算による中間申告書に記載すべき法人税の額が、前事業年度の確定法人税額を前事業年度の月数で除し、これに6を乗じて計算した金額を超える場合
- (3) 還付加算金の計算期間の変更
  - 更正又は決定に基づく所得税額等及び中間納付額の還付に係る還付加算金の計算期間は、確定申告書の 提出期限の翌日から更正の日の翌日以後1月を経過する日までの日数は、当該計算期間に算入しないこ ととされました。(2012年1月1日以後に決定又は充当される還付金について適用)

### 2. 租税特別措置法

- (1) 制度の創設
  - エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除(公布日~2014年3月31日に取得した場合に適用)
  - 雇用者の数が増加した場合の特別税額控除(2011年4月1日~2014年3月31日に開始する事業年度に適用)
  - 次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却(2011年4月1日~2014年3月31日に開始する事業年度に適用)
- (2) 2011年6月30日で期限切れになる租税特別措置は、平成2012年3月31日まで延長
  - 中小企業者等の法人税率の特例
  - 試験研究を行った場合の特別税額控除の特例
  - 事業革新設備の特別償却
  - エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却等
  - 事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却又は特別税額控除

## 3. 消費税法

- (1) 課税期間の課税売上高が 5 億円を超える事業者は、課税売上割合が 95%以上であっても仕入税額の全額を控除することはできません。 (2012 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度に適用)
- ②) 基準期間の課税売上高および特定期間 ( 前事業年度の上半期 ) の課税売上高が、1000 万円以下のときに は免税事業者となります。(2013 年 1 月 1 日以後に開始する事業年度に適用 )

## 4. 所得税関係

- (1) 寄付金税制の拡充
  - 特定寄付信託(信託財産が計画的に特定寄付金として支出されるもの)の信託財産から生じた利子等については、所得税が課されません。(公布日以後に締結する契約につき適用)
  - 認定 NPO 法人への寄附金又は一定の法人に対する特定寄付金の内 2000 円を超える部分は、所得税額の 25%を上限に 40%を税額控除できます。(公布日から適用)
- (2) 上場株式等の配当及び譲渡所得に対する軽減税率(国税7%地方税3%)の特例は、2013年12月31日 まで延長されます。

## お見逃しなく!

中小法人の軽減税率の引下げ(18% 15%)など、税制抜本改革部分は引き続き国会で審議されます。